

なく、本人の處分としては始末費を徴し労賃一日分を減給したので解雇はせず、負傷者の治療費貸付金は考慮する。この回答を爲した。

3、被害者の告訴状提出

組合側は之れに満足せず、越えて五月二十一日別紙の如き告訴状を被害者より所轄飯塚區裁判所検事局に提出したのである。

而して加害者川野高次郎は所轄飯塚警察署に於て取調の結果、傷害被疑者として翌二十二日所轄警事局に送致された。

4、糺弾事務所の設置

組合側に於ては炭坑當局に對し徹底的抗争をなす爲、五月三十日炭坑構外に空家一軒を借入れ之れを糺弾事務所に充て、各所屬支那の應援を求め、更に六月三日午前三時頃炭

坑構内に侵入して坑天網屋にマジヒラを撒布したので、炭坑當局は労働係員を総動員して警戒に努めたのである。

翌四日組合側は日石本部會計笹岡正實をして炭坑を訪問せしめ、前掲の要案に基く解決方を交渉したが、治療費要求額（貳百圓）を過大なりと七拒絶されたので、更に俾車ビラ等を炭坑附近に撒布した。

四、解決状況

前記數回の交渉に於て兩者の態度漸次硬化し容易に解決の模様がないので、六月五日更に總同盟九聯直方出張所主任元坂順次外一名は、九聯の名義を以て炭坑當局と交渉するところありしも是亦決裂し、且つ七日日石本部主事宮崎太郎外四名が、暴喝被疑者として擧げざるに至つたので、總同盟九聯主事久保時造氏は同月十日飯塚警察署を訪問して署長に依